

社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬の支給）

第2条 役員については、業務に応じた報酬を支給する。ただし、常勤職員として給与を受ける者は除くものとする。

（報酬総額の決定）

第3条 社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会定款（以下「定款」という。）第22条に定める理事報酬の総額は、各年度2,040,000円以内とする。
2 定款第22条に定める監事報酬の総額は、各年度480,000円以内とする。

（報酬の算定方法）

第4条 理事長については、報酬月額120,000円を支給する。
2 理事長以外の役員等（以下「非常勤役員等」という。）については、別表に定める報酬を支給する。

（旅費）

第5条 役員等が法人の代表からの求めにより出張する場合は、社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会旅費規則（昭和53年3月4日規則第4号）に定める旅費を支給する。

（支給方法）

第6条 理事長に対する報酬は、毎月末締めで翌月10日に支給する。
2 非常勤役員等の報酬は、別表に定める会議等に出席する等、業務に当たった都度支給する。
3 旅費については、出張をした都度支給する。ただし、前払いを要するものは前もって支払うことができるものとする。
4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額があるときは、それを控除して支給する。

（報酬の日割計算）

第7条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。
2 理事長が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の理事長の報酬額については、社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会職員給与規則第8条第4項に基づき、職員に準じて日割計算する。
4 理事長が死亡したときは、前2項の規定にかかわらず、その月まで報酬を支給する。

（公表）

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に

定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第 9 条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

(細則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

(別表)

業務の内容	報 酬
理事会、評議員会等会議への出席等	日額 12,000 円
監査業務	日額 30,000 円

附則 この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

(平成 29 年 2 月 27 日制定)

これにより平成 10 年 4 月 1 日制定の「役員等費用弁償規程」を廃止する。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

(平成 29 年 6 月 14 日 評議員会において改正)

附則 この規程は、令和 1 年 7 月 1 日から施行する。

(令和 1 年 6 月 21 日 評議員会において改正)

附則 この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 6 月 22 日 評議員会において改正)

附則 この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(令和 4 年 12 月 26 日 評議員会において改正)

附則 この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 6 月 24 日 評議員会において改正)